

生活交通確保維持改善計画（案）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

令和元年 6 月 日
（名称） 海津市地域公共交通会議

0. 生活交通確保維持改善計画の名称
海津市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持に係る目的・必要性
海津市の公共交通は、南北の隣接市町へ通じる養老鉄道及び大垣市へ通じる名阪近鉄バス海津線の幹線交通を軸に、市内はコミュニティバス及びタクシーによって構成されている。コミュニティバスは、市内の幹線交通である養老鉄道「石津駅」、「駒野駅」並びに名阪近鉄バス海津線「海津市役所バス停」や隣接する羽島市のＪＲ東海道新幹線「岐阜羽島駅」及び名古屋鉄道駅「新羽島駅」に接続し、主に市内の拠点間移動を担う定時路線型バス 3 路線（海津羽島線、お千代保稲荷線及び南幹線）と、幹線交通等へのダイレクトな接続を含めた市内全域及び隣接市町の指定停留所間の移動が可能なデマンド交通によって構成されている。 これらの公共交通は、市内外への通勤・通学、病院・診療所への通院、商店やスーパーなどへの買物、温泉等の公共施設への利用に加え、岐阜県内で有数の集客力を誇るお千代保稲荷、国営木曽三川公園への観光施設へのアクセスにも利用され、日常生活に必要不可欠な交通手段として機能している。また、デマンド交通が定時路線型バスを補完するフィーダー（支線）の役割を果たし、利便性の高い交通手段として機能している。 このように市内の公共交通は市民のほか市外の多くの人にも利用されているが、人口減少と自家用車の普及等により公共交通の利用者減少に歯止めがかからない状況にあり、収支悪化による行政負担が増加している。 市民の交通手段を確保することは、日常生活の維持だけでなく、本市の人口定着・観光振興等のまちづくりにも大きく寄与するものであるため、市内の公共交通機関の軸として幹線交通、定時路線型バスをはじめ、交通弱者の利用が多いデマンド交通を維持することが必要である。 特に、デマンド交通は、定時路線型バスが運行されてない市内の地域では唯一の公共交通であり、市内全体のコミュニティバス利用者が減少している中で、高齢者や自動車免許自主返納者の増加に伴い利用者が微増を続けており、運行を維持する重要性が益々高まっている。 このため、地域公共交通確保維持改善事業により、引き続きデマンド交通を確保・維持することで、市民の交通手段を存続させていくことが必要である。
2. 地域公共交通確保維持の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
デマンド交通の利用者数 年間20,000人以上（平成30年度実績 19,758人） コミュニティバス（デマンド交通含む）の全体利用者数 年間100,055人以上 なお、海津市地域公共交通網形成計画が令和元年度までであることから、現計画の目標値とするのではなく、近年の利用状況を踏まえ、直近年度（平成30年度）の実績を維持することを目標とする。

(2) 事業の効果
デマンド交通を確保・維持し、幹線・支線のネットワークが連携することで、市内外の効率的な公共交通体系が実現でき、幹線交通及び定時路線型バスが運行されていない市内の多くの地域の日常生活に必要な交通手段が確保され、外出支援・地域活性化にもつながることが期待できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
(1) 公共交通利用ガイドの作成・活用【実施主体：海津市】 ルート、ダイヤを見直した際、市内公共交通の路線網や海津市コミュニティバス時刻表やデマンド交通停留所マップを掲載した公共交通利用ガイドを作成、全戸配布及び公共施設等に配置する。 (2) 養老鉄道とコミュニティバスとの乗継ダイヤの検討や駅前整備【実施主体：海津市、養老鉄道(株)】 運行ダイヤの調整の検討、待ち空間の整備等を継続して実施する。 (3) 福祉、観光等の関連部署との連携強化【実施主体：海津市】 デマンド交通の予約が取りにくい現状の把握や問題点の共有、観光資源へのアクセス向上を図るため、関連部署を地域公共交通会議の委員とし連携強化を図る。 (4) 地域との協働の取組み（デマンド交通停留所の移設、利用説明会等）【実施主体：海津市】 デマンド交通停留所の利用しやすい場所への移設要望の対応、自治会単位や各種会合時にデマンド交通の利用方法について説明会を実施し、住民の意見の把握に努める。 (5) 運転免許証自主返納支援【実施主体：海津市、事業者】 高齢者運転免許証自主返納者を対象に回数券等を交付し、窓口にてデマンド交通の登録を促す。運転経歴証明書を呈示された方を対象にデマンド交通の運賃半額割引を継続する。
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付 (1) 運行系統の概要 添付の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1——地域公共交通確保維持改善事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者」を参照。 (2) 路線図・時刻表 ① 別添の路線図・時刻表を参照。 ② 地域内フィーダー系統の要件（地域間幹線系統と接続） デマンド交通は、地域間幹線系統（名阪近鉄バス海津線）及び養老鉄道の駅と接続。 (3) 運行予定者 ① 指名型プロポーザルにより、運行事業者2社の中からスイトラベル(株)を選択。 ② 協定期間は平成27年10月からの5年間の運行協定を交わしている。 (4) 運行予定期間 毎年事業評価を実施し、よりよい公共交通体系となるように必要に応じて改善を行い、永続的に事業継続することを想定している
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
海津市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
スイトトラベル株式会社（令和2年9月30日まで。ただし、期間満了3か月前までに別段の意思表示がないときは、この期間を毎年10月1日から更に1年更新するものとする）
7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性
対象外
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
（1）事業の目標
対象外
（2）事業の効果
対象外
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者
対象外
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
対象外

17. 協議会の開催状況と主な議論

海津市地域公共交通会議の開催経緯

回	開催日	主な議論
第1回	平成25年12月5日	海津地公共交通の概要・現況について 海津市公共交通基礎調査実施計画 海津市公共交通に関する市民アンケート調査実施概要
第2回	平成26年3月24日	公共交通基礎調査報告書（案）
第3回	平成26年5月30日	海津市コミュニティバスの状況について 海津市公共交通計画等策定調査業務委託公募型プロポーザル実施要綱（案） 海津市公共交通計画等策定調査業務委託仕様書（案）
第4回	平成26年8月18日	主要鉄道待ち時間について H26 養老線の概要、養老線の支援について 海津市地域公共交通計画等策定調査業務業者選定結果 養老鉄道利用者アンケート調査実施概要 海津市地域公共交通計画（たたき台）
第5回	平成26年10月29日	海津市コミュニティバス バス停位置・名称変更について 養老鉄道利用者実態調査結果 海津市バス路線再編実施計画（素案）
第6回	平成27年1月16日	意見交換会の報告 海津市コミュニティバス バス停位置・名称変更について 海津市地域公共交通計画（案） 海津市生活交通ネットワーク計画（案） パブリックコメントについて 事業評価について
第7回	平成27年3月24日	パブリックコメントの実施結果について 海津市地域公共交通計画（案）の承認について 海津市生活交通ネットワーク計画（案）の承認について
第8回	平成27年6月26日	海津市生活交通確保維持改善計画の承認について
第9回	平成27年7月29日	海津市地域公共交通網形成計画について 海津市コミュニティバス、デマンド交通の運行計画について
第10回	平成28年1月12日	海津市コミュニティバスの利用状況について 自己評価について
第11回	平成28年6月1日	海津市生活交通確保維持改善計画の承認について 海津市コミュニティバスの利用状況について 海津市コミュニティバス運行見直し（案）について

第 12 回	平成 29 年 1 月 13 日	木曽三川公園線の廃止について 海津市コミュニティバスの利用状況について 事後評価について
第 13 回	平成 29 年 5 月 29 日	海津市コミュニティバスの利用状況について 海津市コミュニティバス運行見直し（案）について 海津市生活交通確保維持改善計画の承認について
第 14 回	平成 30 年 1 月 10 日	海津市コミュニティバスの利用状況について 事後評価について
第 15 回	平成 30 年 5 月 29 日	海津市コミュニティバスの利用状況について 海津市コミュニティバス運行見直し（案）について 海津市生活交通確保維持改善計画の承認について
第 16 回	平成 31 年 1 月 16 日	海津市コミュニティバスの利用状況について 海津市コミュニティバス運行見直し（案）について 事後評価について
第 17 回	令和元年 5 月 22 日	平成 31 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画策定事業））交付申請について 海津市地域公共交通網形成計画策定業務スケジュールについて 海津市路線バス乗降調査兼アンケートの実施について
第 18 回	令和元年 6 月 21 日	海津市生活交通確保維持改善計画の承認について 市民アンケート・地区別意見交換会の実施内容について

18. 利用者等の意見の反映状況

海津市地域公共交通会議の構成員には、海津市民の代表者として、市議会議長、自治連合会長、老人クラブ連合会長及び利用者代表として公募市民 3 名が含まれているほか、令和元年度から公共交通の現状や課題・問題等を庁内で共有するため、総合政策、移住定住、財政、観光、福祉、教育等の部長級を委員に加えた。網形成計画策定にあたり、利用実態調査（市民アンケート調査、バス及び養老鉄道利用者アンケート調査）の結果を議論するとともに、市内 10 地区での意見交換会を開催し、市民、利用者の意見を反映している。また、コミュニティバス・デマンド交通の利用者にアンケート調査を実施し、利用者の意見を把握している。網形成計画改定時も同様に利用実態調査を実施し、結果を議論するとともに市内 10 地区での意見交換会を開催する。

19. 協議会メンバーの構成員

海津市地域公共交通会議 委員

区 分	役 職 等
運送事業者	名阪近鉄バス(株)、スイトトラベル(株)、岐阜近鉄タクシー(株)、養老鉄道(株)
運行事業者が組織する団体	公益社団法人岐阜県バス協会
市民の代表	海津市議会議長、海津市自治連合会長、海津市老人クラブ連合会長、公募委員 3 名
地方運輸局	国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局
運転手が組織する団体	名阪近鉄バス労働組合
岐阜県	岐阜県公共交通課
道路管理者	国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所、岐阜県大垣土木事務所
警察	海津警察署
学識経験者	岐阜大学工学部教授
海津市	海津市副市長、市民環境部長、建設水道部長、総務部長、産業経済部長 健康福祉部長、教育委員会事務局長
合 計	2 5 名

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 岐阜県海津市海津町高須 515 番地

(所属) 海津市 市民活動推進課

(氏名)

(電話) 0584-53-3194

(e-mail) shiminkatsudo@city.kaizu.lg.jp